

29. 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）概要

数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）概要

AI戦略2019

- ・ すべての大学・高専生（約50万人／年）が初級レベルの数理・データサイエンス・A I を習得
- ・ 大学・高専の正規課程教育のうち、優れた教育プログラムを政府が認定

「数理・データサイエンス・A I 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の創設について」報告書に基づき、制度設計



スケジュール

- ・ 2021年2月24日 公募開始（申請受付期間：2021年3月17日～2021年5月14日）
- ・ 2021年6月30日 第1回認定（11件を認定）
- ・ 2021年8月4日 第2回認定・選定（67件を認定・11件選定）

以後、毎年度募集

* Approved Program for Mathematics, Data science and AI Smart Higher Education

数理・データサイエンス・A I 教育にコミットする大学・高専を応援！ 多くの大学・高専が数理・データサイエンス・A I 教育に取り組むことを後押し！

認定手続き等

令和3年度認定・選定結果はこちら https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/suuri_datascience_ai/1413155_00011.htm



30. 先導的₁大学改革推進委託事業について

先導的大学改革推進委託事業について

文部科学省大学振興課大学改革推進室

趣旨・目的

- ・ 今後の大学改革課題に機動的に対応し、大学改革の一層の推進、教育の質の向上、大学の構造転換の推進を図るため、以下のような調査研究を大学等に委託。
 - (1) 中教審等の審議に資する専門的な調査研究
 - (2) 政策目標、提言内容等の具体化、実質化を図るために必要な方策に関する調査研究
 - (3) その他、実態把握等の調査研究を必要とする政策課題等への対応
- ・ これらの調査研究の成果を今後の国公立を通じた高等教育行政施策の企画立案及び改善に資するとともに、成果を広く公表することにより各大学の取組を支援・促進し、大学改革の一層の推進と教育の質の向上を図る。

R2年度調査研究テーマ

- ・ アメリカ及び国内産業界における博士人材の活用状況等に関する調査研究
- ・ 大学入学者選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究
- ・ 教学マネジメントの確立に資する事例の把握等に関する調査研究
- ・ 国内における外国の大学等の活動実態に関する調査研究
- ・ 諸外国における大学の質保証システムに関する調査研究
- ・ 大学における分野融合教育(医工連携教育)に関する調査研究
- ・ 大学による地方創生取組事例の把握等に関する調査研究
- ・ 国内における数理・データサイエンス・AIの応用基礎力を習得できると考えられる入学者選抜の状況に関する調査研究

事業成果物

これまでの成果物については、文部科学省HPにて公表。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/index.htm

**31. 大学が請負契約等を締結した者を活用
して授業を実施する際の留意点について**

大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について（周知） （令和3年4月8日事務連絡）

1. 全体的な考え方

- 大学設置基準第19条第1項に規定しているとおり、大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設することが原則である。
- ただし、平成19年の「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」（19文科高第281号）において通知しているとおり、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が直接雇用していない当該大学以外の教育施設等の被雇用者を活用して授業を実施することも認められること。
- このような授業を行う場合には、例えば、
 - ①授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
 - ②大学の授業担当教員の各授業時間の指導計画の下に実施されている
 - ③大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
 - ④大学の授業担当教員による成績評価が行われるなど、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。
- 以上の考え方について、各大学が直接雇用していない個人事業主を活用して授業を実施する場合においても当てはまることに留意すること。

2. 請負契約等の活用に係る留意点

- 大学が、請負契約等を活用するなどして、授業担当教員以外の者を活用して授業を実施する際には、教育関係法令（学校教育法、大学設置基準等）や労働関係法令（職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示等）の規定に則して実施しなければならない。
- 請負契約等を活用する場合には、契約内容について関係法令の違反がないか確認するとともに、疑義がある場合は、文部科学省や管轄の都道府県労働局に適宜相談するなど、関係法令に則した適切な対応をとること。
- なお、大学の職員（教員を含む。）とは、学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者であると解しており、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った事業者に雇用されて当該校務に従事する者や、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った個人事業主については、学長の指揮命令権の下で当該校務に従事する者ではないため、職員には当たらず、したがって、学校教育法上授業担当教員となることができると解される講師（非常勤も含む）として発令することはできない。そのため、そのような者に対して、「非常勤講師」等学校教育法上授業担当教員となることができると解される職名と同一の呼称を用いることは、学生等の誤解を生む恐れがあることから適切な呼称を用いること。

○大学の質保証を担保した上で請負契約による授業を行うことについて

■大学の質保証（教育関係法令の観点）

- ① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
- ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
- ③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
- ④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

両立

■偽装請負等の禁止（労働関係法令の観点）

- ・請負契約等の性質上、大学から請負契約等先の企業の被雇用者や個人事業主に対して指揮命令をすることはできないことに留意することが必要
- ・契約先が企業である場合、請負契約等の性質上、事前に大学側が企業に対して個別的・具体的に希望する外部講師を指定することは不可能であることに留意することが必要

- 専任教員が指導計画等を立てる
- 同計画等に基づき、請負契約において、委託業務（語学授業等）の詳細を定める
- 専任教員は授業の実施状況を把握するとともに、成績評価を行い、単位を認定

【想定される例】

- ・英語の授業全体を専任教員が進行しつつ、コミュニケーション部分を外部講師に担当させる
 - ・実験や演習の授業について、分析機器や実験機器の操作・説明を外部講師に担当させる
- 等

大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際（特に請負契約等による場合）は、**以上2つの観点を踏まえ、各大学において適切な実施体制を構築することが求められます。**

【重要】

大学が請負契約等を締結した者を利用して授業を実施する場合の留意点を改めて周知します。関係各位におかれては、お目通しくださいますようお願いいたします。

事務連絡
令和3年4月8日

各国公私立大学担当部局 御中

文部科学省高等教育局大学振興課

大学が請負契約等を締結した者を利用して授業を実施する場合の
留意点について（周知）

各大学においては、教育研究活動の実施に当たり、必要な人材の確保に努めていただいているところですが、今般、一部の大学において、大学が直接雇用していない者に実質的に授業科目を担当させるという不適切と思われる事案がありましたので、大学が直接雇用した教員ではなく請負契約や準委任契約等（以下「請負契約等」という。）を締結した者を利用して授業を実施する場合の留意点について、改めて下記のとおり周知します。各大学におかれては、引き続き適切な対応をお願いします。

記

1. 全体的な考え方

- 大学設置基準第19条第1項に規定しているとおり、大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設することが原則である。
- ただし、平成19年の「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」（19文科高第281号）において通知しているとおり、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が直接雇用していない当該大学以外の教育施設等の被雇用者を活用して授業を実施することも認められること。
- このような授業を行う場合には、例えば、

①授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている

②大学の授業担当教員の各授業時間の指導計画の下に実施されている

③大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している

④大学の授業担当教員による成績評価が行われる

など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。

- 以上の考え方について、各大学が直接雇用していない個人事業主を活用して授業を実施する場合においても当てはまることに留意すること。

2. 請負契約等の活用に係る留意点

- 大学が、請負契約等を活用するなどして、授業担当教員以外の者を利用して授業を実施する際には、教育関係法令（学校教育法、大学設置基準等）や労働関係法令（職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示等）の規定に則して実施しなければならない。

- 請負契約等を活用する場合には、契約内容について関係法令の違反がないか確認するとともに、疑義がある場合は、文部科学省や管轄の都道府県労働局に適宜相談するなど、関係法令に則した適切な対応をとること。

- なお、大学の職員（教員を含む。）とは、学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者であると解しており、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った事業者には雇用されて当該校務に従事する者や、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った個人事業主については、学長の指揮命令権の下で当該校務に従事する者ではないため、職員には当たらず、したがって、学校教育法上授業担当教員となることができると解される講師（非常勤も含む）として発令することはできない。そのため、そのような者に対して、「非常勤講師」等学校教育法上授業担当教員となることができると解される職名と同一の呼称を用いることは、学生等の誤解を生む恐れがあることから適切な呼称を用いること。

【参照条文】

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第九十二条 ①・② （略）

③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

④～⑩ （略）

○大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）（抄）

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 （略）

【参考資料】

○「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」

（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000078287.pdf>）

【本件担当】

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

代 表：03-5253-4111(内 3338)

Mail: daigakuc@mext.go.jp

32. 職業能力開発大学校・短期大学校に おける学修への単位認定等について

職業能力開発大学校・短期大学校における学修への単位認定等について

1. 職業能力開発大学校・短期大学校の概要

- 高校卒業者等を対象に、高度な知識と技能を兼ね備えた実践技術者、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる中小企業のものづくり基盤を支える人材を養成する教育施設（職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設、通称「ポリテク・カレッジ」）。学校教育法に基づく学校には当たらない。
- 設置者は国、都道府県又は認定を受けた事業主。
- 訓練期間は、短期大学校の場合は専門課程2年、大学校の場合は専門課程及び応用課程の計4年。

2. 経緯及び現状

- 平成15年に熊本県及び長野県から、平成21年に山形県から、職業能力開発短期大学校（以下「短期大学校」という。）の大学への編入学を認めるよう、構造改革特区制度に基づく規制改革要望があった。
- これを受けて、中央教育審議会において検討を行った結果、職業能力開発大学校・短期大学校（以下「職能大等」という。）は、既に単位認定が認められている短期大学や専門学校等と比較して、教員組織、教育課程、施設設備等の面で遜色ないものと考えられることから、単位認定については認めるべき旨を提言いただいたところ。
- この結果を受けて、文部科学省においては、平成26年、職能大等における学修について、大学における単位認定の対象とすることを可能とする告示改正を行った。

3. 編入学に関する検討状況

- 一方で、中央教育審議会の審議においては、職能大等から大学への編入学を可能とするためには、職能大等における学修が、①実態に照らして、大学相当の教育であると認められる内容であること、②そのことを認めるために、大学における単位として、実際に認定を受けている実績があることが必要であるとの指摘がなされたところ。
- 文部科学省としては、「構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針」（平成30年9月7日構造改革特別区域推進本部決定）に基づき、全大学に対し職能大等との単位認定等について周知し、単位認定の状況の把握に努め、その実績を見ながら令和3年度までに制度改正について検討を行うこととしている。

【参考】 職能大等の単位認定に関する法令上の規定

○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（大学以外の教育施設等における学修）

第二十九条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

○平成三年文部省告示第六十八号（大学設置基準第二十九条第一項の規定による大学が単位を与えることのできる学修）

大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を次のように定め、平成三年七月一日から施行する。

五 次に掲げる学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

イ 略

ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校
（略）

ハ～ホ 略



(抜 粹)

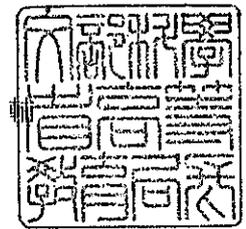
26 文科高第 421 号

平成 26 年 9 月 1 日

各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長 殿
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省高等教育局長

吉 田 大



(印 影 印 刷)

大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部を改正する告示及び短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部を改正する告示の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、「大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部を改正する告示」（平成 26 年文部科学省告示第 123 号）【別添 1】及び「短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部を改正する告示」（平成 26 年文部科学省告示第 124 号）【別添 2】が平成 26 年 9 月 1 日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、社会経済構造の変化等を踏まえ、多様な学びの場や進路選択の機会を提供していくため、様々な教育機関における多様な履修機会を確保する観点から、学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち防衛大学校等における学修で、大学又は短期大学において大学教育又は短期大学教育に相当する水準を有すると認めたものを、当該大学又は短期大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができるものとするものです。

この改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 改正の概要

一 大学及び短期大学が単位を与えることのできる学修

大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 29 条第 1 項及び短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 15 条第 1 項に規定する「文部科学大臣が別に定める学修」として、次に掲げる学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修で、大学又は短期大学において大学教育又は短期大学教育に相当する水準を有すると認めたものを新たに規定したこと。

- ① 防衛大学校
- ② 職業能力開発短期大学校，職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校（旧中央職業訓練所，旧職業訓練大学校及び旧職業訓練短期大学校を含む。）
- ③ 水産大学校（水産講習所を含む。）
- ④ 国立看護大学校
- ⑤ 気象大学校
- ⑥ 海上保安大学校

二 その他

その他，所要の規定の整備を行ったこと。

第二 留意事項

一 今回の改正は，様々な教育機関における多様な学修機会が確保されるとともに，教育機関相互における流動性の高い接続の仕組みを構築するため，学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修のうち一定のものについて，各大学又は短期大学が当該大学又は短期大学における教育に相当する水準を有すると認めたものに限り，当該大学又は短期大学が単位を与えることができるものとするものであること。

このため，第一の一の①から⑥までの教育施設における学修の全てについて，大学又は短期大学が無条件で単位を与えることは適当ではなく，各大学及び短期大学において単位認定の対象としようとする第一の一の①から⑥までの教育施設における学修に係る学習時間や内容等をシラバス等において十分に確認し，当該大学及び短期大学における教育の内容や水準等を勘案した上で，適当と認める範囲内で単位の認定を行うよう十分留意すること。

二 大学設置基準第 28 条から第 30 条まで及び短期大学設置基準第 14 条から第 16 条までの規定に基づき，今回の改正のより新たに大学又は短期大学の単位認定の対象として認められる第一の一の①から⑥までの教育施設における学修を含め，他の大学又は短期大学における授業科目の履修等による単位の認定，大学以外の教育施設等における学修による単位の認定又は入学前の既修得単位等の認定については，合わせて 60 単位を超えない範囲内とされていることに引き続き十分留意すること。

33. 大学等における求人公募の オンライン化の推進について

事務連絡
令和元年5月28日

各国公立大学事務局 御中
各大学共同利用機関法人事務局

文部科学省
高等教育局大学振興課
高等教育局国立大学法人支援課
高等教育局私学部私学行政課
研究振興局学術機関課

大学等における求人公募のオンライン化の推進について

各大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）が、それぞれの理念・目的に基づき、多様で個性ある教育研究を推進していくためには、大学等の教育研究の中心を担う教員に優れた人材を確保し、これらの者がそれぞれの役割に応じて能力を最大限に発揮できるよう、教員の人事の在り方について改善を図っていくことが必要です。一方、教員の人事は、大学等の自治の下、各大学等がその責任に基づき適正に行うべきであり、各大学等が自ら改善の努力を行っていくことが基本です。

このような観点から、これまで各大学等においては、教員の採用の在り方に関し、公募制の活用等、自主的な改善が進められてきたものと承知しております。

一方、科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）においては、人材の多様性確保と流動化の促進の観点から、「海外派遣中の研究者等が応募しやすい公募・採用プロセスの工夫」等の取組が求められています。また、近年、国外の研究者等から文部科学省に対し、国内の大学等・研究機関における求人公募に際し、応募・面接の方法がそれぞれ郵送・対面に限定されていることなどが、特に若手研究者にとっては費用等の面で応募上の障壁になっているとの御意見が寄せられています。

このような状況を踏まえて、文部科学省としても、本年4月23日に公表した「研究力向上改革2019」において、「求人公募における海外からの応募に係る負担の軽減（Web応募の拡大等）」を改革事項として掲げたところです。

文部科学省では、これまで、複数の大学及び国立研究開発法人の求人公募における応募・面接のオンライン化の取組事例を収集してきたところであり、この度、別紙のとおり、大学及び国立研究開発法人における取組事例をお示しすることとしました。

各大学等においては、本事例も参考にしながら、特に国外の研究者が応募・面接にあたり不利益を被ることのないよう、求人公募における応募・面接のオンライン化の

推進に努めていただくよう、お願いいたします。特に、研究大学や、国際的な研究活動を行う大学・学部等においては、国際的な頭脳循環の加速による我が国の研究力の向上の観点からも、積極的な取組が期待されます。

また、求人公募の具体的な手続については、各部局や、教員による選考委員会等の裁量に委ねられている場合等も多いと考えられることから、各大学等の事務局においては、本事務連絡の内容について学内に十分周知するとともに、全学的な取組の推進に取り組むようお願いいたします。

なお、国立大学等においては、「人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」（平成31年2月25日文部科学省）に同様の記載がされていることを踏まえ、これらの取組を進めていただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

(本事務連絡全般について)

高等教育局大学振興課法規係

電話：03-5253-4111（内線 3338）

(国立大学について)

高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話：03-5253-4111（内線 3760）

(大学共同利用機関について)

研究振興局学術機関課機構総括係

電話：03-5253-4111（内線 4302）

(公立大学について)

高等教育局大学振興課公立大学係

電話：03-5253-4111（内線 2418）

(私立大学について)

高等教育局私学部私学行政課法規係

電話：03-5253-4111（内線 2532）

大学及び国立研究開発法人における採用応募・面接のオンライン化の取組事例

(文部科学省調べ)

○応募の受付方法について

- ・オンライン応募について、一律郵送とするのではなく、
(例1) 郵送による応募とオンラインによる応募を選択可能としている。
(例2) 郵送を原則としつつ、一定の条件(例：海外在住者)を満たす場合にはオンライン応募を可能としている。
- ・オンラインによる応募書類の提出方法としては、
(例1) 大学・国立研究開発法人の e-mail アドレスでの受付を行っている。
(例2) JREC-IN Portal「WEB 応募機能」での受付を行っている。

(参考) JREC-IN Portal「WEB 応募機能」 Web 応募のメリットと注意事項
https://jrecin.jst.go.jp/offer/html/help_detail/katsuyou/loginato/agency00.html
- ・容量が大きいデータの受付については、オンラインストレージを活用している。
- ・オンラインによる受付の場合、受信確認を必ず行うことにより、システム障害による不着のリスクの回避を図っている。
- ・書類の提出は原則オンライン化しつつも、原本が必要な書類(例：最終学歴の卒業証明書等)については、応募時ではなく最終選考時もしくは採用時まで提出させている。
- ・厳封が必要な推薦状については、応募者本人からの郵送を基本としつつ、特に国外の応募者については、推薦元の教授等から大学にメール等で直送することを認めている。

○面接の方法について

- ・テレビ会議システムやビデオ通話ツール等を用いたオンライン面接を一律に不可とするのではなく、
(例1) 最終面接は対面を原則としつつも、海外在住者については、1次面接はオンライン面接を可能としている。
(例2) 職階・職種や雇用形態の違いを踏まえて柔軟に対応している。

34. 大学等における求人公募書類の作成に係る応募者の負担軽減について

事務連絡
令和3年6月29日

各国公立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学及び高等専門学校を設置する公立学校法人を
設立する各地方公共団体担当課
各大学共同利用機関法人担当課

御中

文 部 科 学 省
高等教育局大学振興課
高等教育局専門教育課
高等教育局国立大学法人支援課
高等教育局私学部私学行政課
科学技術・学術政策局人材政策課
研究振興局学術機関課

大学等における求人公募書類の作成に係る応募者の負担軽減について

各大学等（大学、高等専門学校及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教員等の人事は、関係法令等に基づき、各大学等がその責任において適正に行い、各大学等が自ら改善の努力を行っていくことが基本です。各大学等がそれぞれの理念・目的に基づき、多様で個性ある教育研究を推進していくためには、大学等の教育研究の中心を担う教員等に優れた人材を確保し、これらの者がそれぞれの役割に応じて能力を最大限に発揮できるよう、教員等の人事の在り方について不断の検証等を図っていくことが求められます。

また、令和3年2月9日に中央教育審議会大学分科会でまとめられた「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について～教育研究機能の高度化を支える教職員と組織マネジメント～（審議まとめ）」において、「教員の採用については、・・・多様性を持った教育研究体制の構築という観点から、若手、女性、外国籍、実務家など多様な人材の受入れを図ることや、異なる大学間、大学と産業界等との間での教員の流動性を図ることで、教員組織におけるダイバーシティを達成することが必要である」とされるなど、教員等の人事に当たっては、採用を含めたプロセス全体を通じて多様な

人材の活躍を支援する視点も重要です。

これらを踏まえつつ、文部科学省では、これまで、各大学等に対して「大学等における求人公募に係る申請手続きのオンライン化等の推進について」（令和3年2月12日 文部科学省高等教育局大学振興課・高等教育局専門教育課・高等教育局国立大学法人支援課・高等教育局私学部私学行政課・研究振興局学術機関課 事務連絡）等を通じ、求人公募における応募・面接のオンライン化等、求人公募手続の改善に努めていただくよう周知してきたところです。今般、これまでの周知に加え、各大学等における教育研究の推進や多様な人材の活躍支援の一助として、求人公募書類の作成に係る応募者の負担軽減について周知いたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、大学共同利用機関法人におかれてはその設置する大学共同利用機関に対して、下記について周知されるようお願いいたします。

記

各大学等の求人公募の際、応募者に対してどのような書類の提出を求めるかについては、各大学等がそれぞれの方針に基づき決定すべきものです。これまで、各大学等においては、求人に係る各大学等の方針を表現することや求人公募事務の効率化等を理由に、各大学等がそれぞれ独自の応募書類の様式を用いてきており、それらの事情については今後も否定されるものではありません。

しかしながら、一度に複数の大学等に応募する応募者等にとって、履歴書や業績リスト等の応募先の大学等が変わっても基本的な内容に変更がない書類について、各大学等がそれぞれ異なる様式の応募書類の提出を求めることが負担になっているとの意見もあります。

については、応募者の負担軽減につながるとともに、多様で優秀な人材による応募の促進や国際競争に資することも期待されることから、各大学等においては、各大学等が指定する様式以外の様式で作成された履歴書や業績リスト等の書類を応募書類として活用することを可能とする等、可能な範囲で柔軟な対応を検討いただくようお願いいたします。

また、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する「JREC-IN Portal」において「応募書類作成ツール」を提供しており、「履歴書」や「業績リスト」を作成することが可能ですので、各大学等で応募者に書類提出を求める際に本ツールの様式を御活用いただくことも検討いただくようお願いいたします。

求人公募書類の様式については、各大学等の各部局や、教員等による選考委員会等の裁量に委ねられている場合等も多いと考えられることから、各大学等においては、本事務連絡の内容について組織内に周知いただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

(本事務連絡全般について)

高等教育局大学振興課法規係

電話：03-5253-4111 (内線 3338)

(国立大学について)

高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話：03-5253-4111 (内線 3760)

(公立大学について)

高等教育局大学振興課公立大学係

電話：03-5253-4111 (内線 2418)

(私立大学について)

高等教育局私学部私学行政課法規係

電話：03-5253-4111 (内線 2532)

(高等専門学校について)

高等教育局専門教育課高等専門学校係

電話：03-5253-4111 (内線 3347)

(JREC-IN Portal について)

科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室

電話：03-5253-4111 (内線 4051)

(大学共同利用機関について)

研究振興局学術機関課機構総括係

電話：03-5253-4111 (内線 4302)

35. 高等教育の修学支援について

高等教育の修学支援の確実な実施



文部科学省

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月法律第8号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう**高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（内閣府計上）**する。また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、**貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施**するとともに、修士課程学生に対する業績優秀者返還免除制度の充実に向けて取組む。

※高等教育の修学支援新制度と一体的な経費（無利子奨学金）については予算編成過程で検討する。

事業概要

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）：事項要求（4,804億円）

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【対象の学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等（準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援）

【財源】消費税による財源を活用

（少子化に対処するための社会保障関係費として内閣府に予算計上、文部科学省で執行）

個人要件

○進学前は成績に
 けて否定的な判
 断をせずレポート
 等で本人の学修
 意欲を確認

○大学等への進学
 後の学修状況に
 厳しい要件

機関要件

（国等による要件
 確認を受けた大学
 等が対象）

○学問追求と実践
 的教育のバラン
 スが取れた大学
 等

○経営課題のある
 法人の設置する
 大学等は対象外

授業料等減免【国等が各高校に交付】

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
 （授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

（既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行が
 できない場合には卒業まで経過措置をとる。）

○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
 （給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施
 無利子奨学金：事項要求（1,036億円）

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	※ （50万9千人）	72万6千人
事業費	※ （3,099億円）	6,205億円
うち 一般会計 等	※ 〔政府貸付金（一般会計）1,036億円〕 財政融資資金 92億円	財政融資資金 5,794億円
貸与月額	学生等が選択 （私立大学自宅通学の場合） 2、3、4、5、4万円	学生等が選択 （大学等の場合） 2～12万円の1万円単位
貸与基準 令和4年度 採用者	・高校評定平均値 3.5以上（予約採用時）等 ＜住民税非課税世帯の学生等＞ ・成績基準を実質的に厳格	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優 秀 ③学修意欲がある
家計	私大自宅・給与所得・4人世帯の場合 ※要計基準は家族構成等による	1,147万円以下
返還期間	卒業後20年以内 ※所得運動返還を選択した場合は、卒業後 の所得に応じて変動	卒業後20年以内 （元利均等返還）
返還利率	無利子	上限3%（在学中は無利子） （令和3年3月貸与終了者） 利率見直し 0.004% 利率固定 0.268%

（注）無利子奨学金の貸与人員、事業費における下段の（）書きは前年度の予算規模

高等教育の修学支援新制度について（実施時期：令和2年4月1日）

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 （（令和2年度の在学学生（既入学者も含む）から対象））
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和3年度予算額 4,804億円

授業料等減免 2,463億円※

給付型奨学金 2,341億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分（404億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,208億円

※令和4年度要求は事項要求

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限度まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限度（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

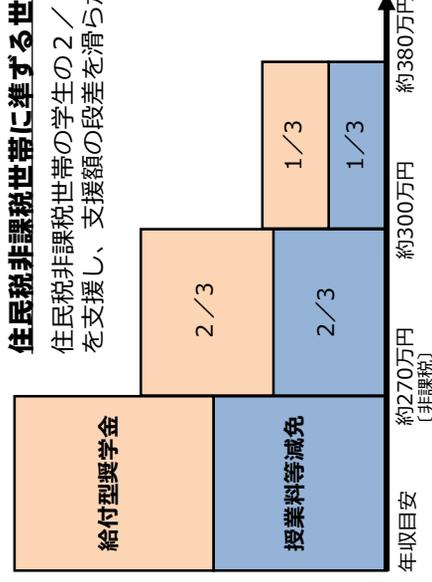
- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



（両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる）

支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
 - 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
- 大学等の要件：**国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
 - 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankengen/index.htm)

支援措置の対象となる学生等の認定要件について

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

(算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)※
※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満

第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満

第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額と等とする。

2. 学業成績・学修意欲に関する要件 (採用時)

予約採用

高校3年生

申請時期：入学前年度

高校2年次(申込時)までの評定平均値が、

3.5以上 … 進路指導等において学修意欲を見る。

3.5未満 … レポート又は面談により学修意欲を確認する。

(高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす。)

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの(＝将来永住する意思があると認められた者)

在学採用

2～4年生

申請時期：在学中(毎年) 4月

次の①か②のいずれかに該当すること

① 在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること

② 次のいずれにも該当すること

- a. 修得単位数が標準単位数※以上であること
※ 標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数
- b. 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

※ 災害、傷病その他のやむを得ない事由により②aに該当しない場合には、②bに該当することで足りる。(「災害、傷病その他のやむを得ない事由」には今般の新型コロナウイルス感染症の影響によるものを含む)

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認認学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における修学意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)であって、合格した年度の翌年度の末日から確認認学等に入学した日までの期間が2年を経過していないもの
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに確認認学等へ入学した者

支援対象者の要件(個人要件)等

【学業成績・学修意欲に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようにすること。進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認する。
- 大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る。

	学業成績の基準
廃止 (支援 打ち切り)	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること ※上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。
警告	次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

特例①：傷病・災害等の不慮の事由

災害、傷病、その他のやむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。
 ※「災害、傷病その他のやむを得ない事由」には新型コロナウイルス・インフルエンザ感染症の影響によるものを含む

次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

特例②：教育課程の特性

学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合

特例③：児童養護施設の入所者等

社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

【その他】

- 旧給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・ 日本国籍、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者であること
 - ・ 高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないこと
 - ・ 過去において本制度の支援対象としての認定を受けたことがないこと
 - ・ 保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による。）
- 次のいずれかに該当する場合には、遡って認定を取り消す（返還等を求める。）
 - ・ 偽りその他不正の手段により支援を受けた場合
 - ・ 大学等から退学・停学（無期限又は3ヶ月以上の者に限る。）の懲戒処分を受けた場合（3ヶ月未満の停学又は訓告の懲戒処分を受けた場合には認定の効力を停止する。）
 - ・ 「廃止」の区分に該当するものうち、学業成績等が著しく不良であり、かつ災害・傷病その他のやむを得ない事由がない場合

大学等における学修意欲等の確認の概要

高等教育の学修支援新制度においては、**明確な進路意識**と**強い学びの意欲**をしっかりと見極めた上で支援を行うこととしており、大学等が、授業料等減免の支援対象者の選考及び日本学生支援機構への給付型奨学金の採用候補者の推薦を行うにあたっては、以下により学修意欲等を確認する。また、確認の際の基本的な考え方を示した「**大学等への学修支援の措置に係る意欲確認等の手引き（大学等向け）**」（以下、「手引き」）を策定。

学業成績・学修意欲等に関する基準

日常的な学修状況、進路指導等を勘案しつつ、次の条件に該当するかどうかを確認する。

入学1年目

次の①から④のいずれかに該当すること

- ① 高校の評定平均値が**3.5以上**であること
- ② 入学者選抜試験の成績が入学者の**上位1/2以上**であること
- ③ 高等学校卒業程度認定試験の**合格者**であること
- ④ 「**学修計画書**」の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

入学2年目以降

次の①又は②のいずれかに該当すること ※1

- ① 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が**上位1/2以上**であること
- ② 次のいずれにも該当すること
 - 修得単位数が**標準単位数※2以上**であること
 - 「**学修計画書**」の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※1 ただし、在学中の学業成績が適格認定の基準において、「廃止」の区分に該当する場合（修業年限で卒業できないことが確定した場合など）には支援の対象とならない。

※2 標準単位数 = 卒業必要単位数 / 修業年限 × 申請者の在学年数

「学修計画書」により確認すべき項目

① 学修の目的（将来の展望を含む）

次の観点のいずれかが述べられているかを確認

- ・ 学修の目的が明確に述べられているか
- ・ 学修の目的を自身の言葉で表現できているか
- ・ 卒業後の将来の展望が述べられているか
- ・ 社会で自立し、活躍できるようになることが期待できるか

② 学修の計画

次の観点が述べられているかを確認

上記の学修の目的を踏まえ、これまでに何を学び、今後、何をするように学びたいか等が自分の言葉で述べられているか

③ 学修継続の意志

次の観点のいずれかが述べられているかを確認

- ・ 卒業まで学修を全うしようとする意志があるか
- ・ しっかり学ぼうとする意欲があるか
- ・ その他、学修の意欲が十分にありと認められるか

「学修計画書」の様式

各大学が適切かつ効率的に学修意欲等を確認できるよう、手引きにおいて参考様式を提示。

ただし、上記の各項目・各観点を確認できるものであれば、進路指導等において**各大学等が独自に用いているもの**により確認することを妨げない。

● 参考様式のイメージ

大学等への学修支援の措置に係る学修計画書

申請者氏名	〒	
所属・専攻・学年	学部	学科
	コース	班

※ 欄外に記入（任意）

提出後、提出された学修計画書の提出状況を確認する。次の(1)から(3)を参考にしつつ、その内容を確認していただく。100～400文字程度。

- (1) 将来に抱いている「夢」があり、その実現（達成）にむけてこの4年間の学修計画や目標を具体的に示す。
- (2) 将来のあるべき自分や学修計画の概要があり、それらに関する目標を提示し、達成を目指す。
- (3) 目標、社会人として目指すための具体的な取り組みを具体的に示す。

進学資金シミュレーションの概要

＜日本学生支援機構＞

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報を入力することで、**①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。**

(URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)

資金シミュレーションのイメージ（「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」）

トップ画面

選択画面

利用したいシミュレーションを選択

入力画面

収入額等に関する情報を入力

結果表示画面

支援される金額等が表示

進学資金シミュレーター

奨学金選択
シミュレーション

給付奨学金シミュレーション
(生徒・学生の方向け)

給付奨学金シミュレーション
(保護者の方向け)

貸与奨学金シミュレーション

学生生活費
シミュレーション

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。

生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する**簡易な情報の入力**で、**世帯の年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるか**を表示。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

生計維持者、**収入額**、世帯構成、進学希望先等に関する**詳細な情報の入力**で、**支給の可否やその条件に応じた支給月額**を表示。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報を入力で、**貸与を受けられる奨学金の種類（無利子奨学金か、有利子奨学金か）と貸与月額**を表示。

【参考】奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与型奨学金（無利子・有利子奨学金）について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算可能

（高等教育の修学支援新制度 ～授業料等減免・給付型奨学金～）

家計が急変した学生等への支援について

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免 + 給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

**家計を急変させる予期できない事由
（急変事由）**

生計維持者（学生の父母等）の**死亡、事故・病気**（による就労困難）、**失職**（※）、**災害等やむを得ない事由**

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



➔ **この「やむを得ない事由」の中に、
今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用を拡充**

原則	家計急変の場合の特例
申込 年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期 4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※申請日の属する月の分から支給開始できるよう省令変更
対象者 家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準 住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村住民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の 見込額 を基に基準額を算定）
判定対象となる所得 前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認 ※ 新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した後の1ヶ月程度の所得で判定
支援区分の変更 毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。
準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

予算 令和3年度予算額 4,804億円

授業料等減免 2,463億円 ※公立大学等及び私立
専門学校に係る地方負担
給付型奨学金 2,341億円 分担(404億円)は含
まない。

国・地方の所要額 5,208億円
※令和4年度要求は事項要求

家計が急変した学生等への支援について（貸与型奨学金）

- 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。（平成11年度創設）

緊急採用（無利子）奨学金		緊急採用（有利子）奨学金	
対象学校種	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒	
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者	
家計基準	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 （基準）一定年収（700～1,290万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 （基準）一定年収（870～1,670万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	
採用時期	随時	随時	
貸与月額	通常の第一種奨学金（無利子）と同額	通常の第二種奨学金（有利子）と同額	

貸与月額

※貸与月額は学生等が選択（下表の通り上限額あり）

第一種奨学金（無利子）

	大 学		短 期 大 学 ・ 高 等 専 門 学 校 (4・5年生)・専修学校(専門課程)					
	国公立	私立	国公立	私立				
自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外			
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他 の月額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
	50,000円	50,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円

第二種奨学金（有利子）

2万円～12万円（1万円単位）

- ※私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可
- ※私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

（参考）【第二種奨学金 貸与利率（令和3年3月現在）】

- ・ 利率見直し方式：0.004%
- ・ 利率固定方式：0.268%

※ 家計収入（年額）が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。

※ 2020年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合は、上表の月額が調整されます。

学校ご担当者様へ

スカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください!



スカラシップ・アドバイザーとは?

日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャル・プランナーです。

スカラシップ・アドバイザーが

- 進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安の解消をお手伝いします。
- 安心して奨学金を利用するための知識を提供します。

- ・日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「奨学金等進学資金ガイダンス」を実施します。
- ・学校説明会やオープンキャンパスでの奨学金や進学のための資金計画の説明などに是非ご活用ください。
- ・派遣料は無料です。

「奨学金等進学資金ガイダンス」内容	
①全体説明 (50～90分程度)	希望がある場合
・大学等への進学のための資金計画の説明	など
・奨学金事業の概略の説明	など
②個別相談 (30～90分程度)	
・資金計画の作成への助言	

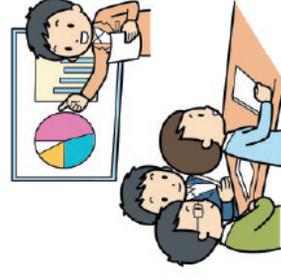
※奨学金申込みの事務手続き・推薦事務に係る説明については、ガイダンス内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。
※ガイダンス開催予定日の1ヶ月前までにお申込みください。



申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>

スカラシップ・アドバイザー 検索



学校ご担当者様へ

スカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください!



スカラシップ・アドバイザーとは?

日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャル・プランナーです。

スカラシップ・アドバイザーが

- 進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安の解消をお手伝いします。
- 安心して奨学金を利用するための知識を提供します。

- ・日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「奨学金等進学資金ガイドンス」を実施します。
- ・進学説明会や「総合的な学習の時間」だけでなく、そのほか、PTAや教育委員会主催の進学説明会、セミナーなどにも是非ご活用ください。
- ・派遣料は無料です。

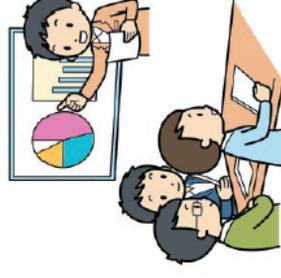
「奨学金等進学資金ガイドンス」内容	
① 全体説明 (50～90分程度)	
・ 大学等への進学のための資金計画の説明	
・ 奨学金事業の概略の説明 など	
② 個別相談 (30～90分程度 希望がある場合)	
・ 資金計画の作成への助言 など	

※奨学金申込みの事務手続き・推薦事務に係る説明については、ガイドンス内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。
※ガイドンス開催予定日の1ヶ月前までにお申込みください。



申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>

スカラシップ・アドバイザー 検索



新制度の周知にあたっての高校・中学校等の皆様方へのお願い

各高校等の皆様方のご理解・ご協力により、予約採用においては、多くの高校3年生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす生徒が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① 令和4年4月に進学予定の生徒で、今年度を実施した予約採用に申し込めなかった方でも、進学後の在学採用に申し込むことができます。

令和3年度の予約採用（進学前の採用）は、4月から実施し、7月末に締め切りました。
 ※就職希望者が急な進路変更等により進学する場合の対応として、秋の予約採用の実施を予定しています。

ポイント② 高校1・2年生や中学生などにも周知を！

大学等への進学を考えている高校1・2年生や中学生など（注）にも、本制度を知っていただきたいと思ひます。日頃の進路指導に際して、本制度を生徒にご周知ください。

（注）高等専門学校（1～3年次）の学生、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の高等部・中等部、専修学校の高等課程の生徒を含みます。

ポイント③ 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

学校種ごとの上限額まで授業料や入学金の減額又は免除を受けることができます。学業に専念するのに十分な給付型奨学金も支給されます。大学等でしつかり学びたい方には、是非、本制度を活用していただきたいと考えています。

ポイント④ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただければと思います。



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
 [まねこ先生（左）とまなびニャ（右）]

文部科学省 特設ホームページ

「学びたい気持ちに応援します」
 （制度全体の概要をご案内しています。）



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
 「給付奨学金シミュレーション」
 （自身が対象となるかなどを大まかに調べられます。）



お金の心配なく大学や専門学校で学びたい生徒のみなさんへ

高等教育の修学支援新制度



2020年4月から新制度がスタートしています!

対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容

大学・短大・高専(4～5年)・専門学校の

授業料・入学金の
免除/減額

給付型奨学金の
支給

返済不要!

申請期間

高校3年の4月以降(学校ごとに異なります)
※2021年度は終了していますが、進学後に大学等に申し込む
ことができます。

修学支援
新制度

○授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。「高等教育の修学支援」公式キャラクター「まねこ先生(左)とまねびーニャ(右)」
32 (注) 高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。

○高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。

○高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。

○進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打切りもあります。)

くわしい情報はこちら

文部科学省 高等教育の修学支援

特設HP LINE公式アカウント



日本学生支援機構

進学資金シミュレーター



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかなどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

○日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話:0570-666-301(月～金, 9:00～20:00)

*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。

*給付型奨学金のほか、貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。

○各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口

進学を目指す大学や専門学校の授業料等減免制度については、
各大学の学生課や奨学金窓口にご相談してみよう。

大学・専門学校等への入学前・入学後に学生又は保護者が利用可能な支援制度

(令和3年5月現在)

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）	
貸付限度額	①教育支援費 ＜大学＞ 月額6万5千円以内 ＜短大等＞ 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支援費 50万円以内
対象	低所得世帯：必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
保証人	不要（世帯内で連帯借受人が必要）
利息	無利子
償還期限	据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後20年以内
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 （市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。） 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html
国の教育ローン（日本政策金融公庫）	
貸付限度額	350万円以内（学生一人あたり）
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応（例：子供2人の場合世帯年収が890万円以内）
利息	年1.66%（固定金利）※2021年5月時点
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、受験前から申込み可。低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資	
貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間で選択した金額）が限度となる。※申請時に選択した金額を超えての融資は行いません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方
利息	年1.70%程度（固定金利） ※2020年9月1日現在
備考	・入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与する。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。 ・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/
入学時特別増額貸与奨学金（日本学生支援機構）	
金額	10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択
時期	入学後、初回の無利子又は有利子奨学金とともに振り込まれる
対象	日本学生支援機構が行う国の奨学金（貸与型/無利子、有利子）の申込者で以下を満たす人 ・国の教育ローンを利用できなかった ・世帯の収入が一定水準以下
利息	有利子の利率に0.2%を加えた率（申込時に利率を「固定」か「見直し」を選択）
備考	・入学前の振込ではない ・国の奨学金（貸与型）とセットで利用（単独では利用できない） ・上記の労働金庫の「入学時必要資金融資制度」と併せて使うことで、入学前に資金が得られる
問合せ先	日本学生支援機構 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/type/nyuzo.html

学生の経済的支援等に関する大学等への周知・要請

授業料の納付猶予・減免等に関すること

- 入学料等初年度納付金や授業料等の納付が困難な学生等に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に厳しい世帯の学生等がいることも踏まえ、各大学等においてそれぞれ実施している授業料等の納付猶予、分納、免除及び減額について、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等の柔軟な御配慮をいただくよう、改めてお願いいたします。
 - 入学時に一時的にかさむ費用の支出が困難な学生等に対しては、機構の入学時特別増額貸与奨学金（有利子による一時金）や生活福祉資金貸付制度（都道府県社会福祉協議会）等の活用について周知をお願いします。
 - くれぐれも、経済的理由によりやむを得ず授業料等の納入が困難となっている学生等を即座に除籍とする等の不適切な対応を行うことがないようにしてください。
- ※各大学等が独自に行う家計急変を事由とする授業料減免に対する支援について、令和2年度1次補正予算及び2次補正予算に計上

奨学金等に関すること

- 、他省庁などの支援策も含めた、経済的に困難な学生等が活用可能な支援策を一覧にまとめた資料を作成しました。…（略）家計が急変して緊急に支援する必要がある世帯の学生等に対しては、高等教育の修学支援新制度や機構の貸与型奨学金の両制度において、令和3年度以降も随時申込を受け付けます。…（略）加えて、各大学等が独自に行う授業料等減免のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し授業料等の支払いが困難となった学生等に対する授業料等減免にも取り組んでいただいております。…（略）令和3年度においても、引き続き、これらの学生等に対し御配慮いただくようお願いいたします。

休学中の在籍料に関すること

- 各大学において経営状況は個々に異なる事情はありつつも、学生の経済的な負担を軽減する観点から、休学中に在籍料等を徴収する場合には、納付時期の猶予等の弾力的な取扱い、減免、徴収金の再入学後の授業料等への充当等の柔軟な対応について御配慮いただくよう、お願いいたします。

- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について（令和2年4月17日付通知）
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等に関する「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」の公表及び相談対応等における留意点について（令和2年5月29日付事務連絡）
- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインについて（令和2年6月5日付通知）
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する追加を含む経済的な支援及び学びの継続への取組に関する留意点について（令和2年12月18日付事務連絡）
- ✓ 経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（令和3年3月26日付通知）

などにより周知

困難を抱える学生等の支援のため、上記について繰り返し周知・要請

36. 就職活動やインターンシップ中のハラスメントに関するお悩みの相談について

就職活動やインターンシップ中の ハラスメントに関するお悩みは 都道府県労働局にぜひご相談ください！

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みは、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください(大学のキャリアセンターの担当者と一緒に相談いただくことも可能です)。

相談内容等に応じて雇用環境・均等部（室）では以下の対応を行います。

- 就職活動中の学生等へのハラスメント防止のための事業主への助言
- 就活セクハラ等についてのトラブルの解決援助 等

～就職活動におけるハラスメントにあわないために、知っておきたい2つのポイント～

①採用担当者との食事や飲酒、密室での面談、個人携帯メール等でのやりとりは避ける。

過去の就活セクハラ的事件では、採用担当者が、食事や飲酒の強要、個室での1対1の面談を求める行為、個人の携帯メールやLINE等で連絡を入れてくるといったことがありました。こういった不適切な要求等に応じる必要はありません。(多くの企業では、1人の社員が就活生の可否判定を決定するのではなく、複数の担当者が採用面接等に対応しています。)

②早い段階で相談を！

OB・OG訪問を含めて、就職活動の際に、これはハラスメントではないかと思ったら、自身の安全を守るためにも1人で抱え込まず、所属大学のキャリアセンター、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）などに早い段階で相談することをお勧めします。

▶▶都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6027
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

相談は無料です。**匿名でも大丈夫です。**プライバシーは厳守されるのでご安心ください。

受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



「恋人がいるのか」と聞かれた

性的な言動に対して拒否・抵抗したら、内定を取り消された

インターンシップやOB訪問などで食事やデートに誘われ、こく誘われた



オンライン面接の時に「全身を見せて」と言われた



- ★「これってハラスメントかも？」と思ったらどんなことでもご相談ください。
- ★プライバシーは厳守いたします。
- ★ご希望がない限り、相談があったことを企業には伝えません。



大学等
キャリアセンター

連携



共有



都道府県労働局
雇用環境・均等部（室）
※新卒応援ハローワーク
でも相談可能です。

制度の説明

防止に向けた事業主への助言等
(※)

トラブルの解決援助

(※) 助言内容(例)

- 事業主自らと労働者も、就活生等に対する言動について、セクハラ等が起きないように、必要な注意を払うよう努めること。
- 職場において就活生等に対する言動についても、セクハラ等を行ってはならない方針を明確に示すこと。
- セクハラ等に類する相談があった場合には、雇用する労働者への措置を参考に、必要に応じて適切に対応すること。等

- ・大学のキャリアセンター、都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））、新卒応援ハローワークのいずれでも相談可能です。
- ・事業主への助言等は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）で行いますので、大学のキャリアセンター、新卒応援ハローワークに相談をした場合は、相談内容によっては雇用環境・均等部（室）に相談内容を共有して、対応することになります。

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントなどについては、法律等に基づき、行ってはならない旨の方針の明確化や相談窓口の設置など雇用管理上の防止措置義務が事業主に課されています。

指針においては就職活動中の学生やインターンシップを行っている方に関しても、同様の方針の明確化や、相談があった場合の適切な対応等を行うことが望ましいとされています。

些細なことでも結構です。

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みがある方は、ご相談を！

37. 大学入学者選抜における 国際バカロレアの活用

国際バカロレアの 大学入試における活用について



文部科学省大臣官房国際課

国際バカロレア (IB) について

国際バカロレアとは

- 国際バカロレア (IB) とは、**課題論文、批判的思考の探究等**の特色的なカリキュラム、**双方向・協働型授業**により、**グローバル化に対応した素養・能力を育成**する教育プログラム。国際バカロレア機構の提供の下、世界150以上の国・地域の5,500校以上で実施 (2021年6月現在)。
- 高校レベルの**ディプロマ・プログラム (DP)** では、**国際的に通用する大学入学資格 (IB資格) が取得可能**であり、世界の大学入学者選抜で広く活用。幼稚園、小学校、中学校レベルのプログラムを含め、我が国のグローバル人材育成等に資する。
- **成長戦略2021 (2021年6月閣議決定) において、IB認定校等を2022年度までに200校以上**にするという目標 (2021年6月現在167校) を掲げている。

【国際バカロレアの教育プログラム】

- ◆ **ディプロマ・プログラム (DP)** 
 - ⇒16~19歳を対象とした2年間のプログラム。主に高校で導入
 - ◆ **ミドル・イヤーズ・プログラム (MYP)** 
 - ⇒11~16歳を対象とした5年間のプログラム。主に中学校で導入
 - ◆ **プライマリー・イヤーズ・プログラム (PYP)** 
 - ⇒3~12歳を対象とした5年間のプログラム。主に幼稚園、小学校で導入
- cf. キャリア関連プログラム (CP) 【日本での導入校はなし】
16~19歳を対象としたキャリア教育・職業教育に関連したプログラム

IB導入の効果

① グローバル人材育成

- ✓ 幅広い知識の**探究スキル、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力**等を育成
- ✓ 国際的な視野を持ち、将来の社会課題に対応する**グローバル人材**を育成

② 初等中等教育の質の向上

- ✓ 新学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」等、**IBと日本の教育政策との高い親和性**
- ✓ **主体的な学び**を通じた全人教育により、初等中等教育の好事例を形成

③ 国際的通用性

- ✓ IB資格を活用した**国内外への進路の多様化** (DPのスコアを**海外大学の受験に活用可能** (学力試験の免除等) となる 等)
- ✓ 国内大学でのIB入試導入により、海外のIB生を呼び込み、国内の**大学の国際化・活性化・活性化**



(参考) IB生の授業風景
@市立札幌開成中等教育学校

【国際バカロレアの学習者像】

探究する人 私たちは、好奇心を育み、探究し研究するスキルを身につけます。ひとりで学んだり、他の人々と共に学んだりします。熱意をもって学び、学び楽しむ生涯を通じてもち続けます。	心を開く人 私たちは、自己の文化と個人的な経験の真価を正しく受け止めると同時に、他の人々の価値観や伝統の真価もまた正しく受け止めます。多様な視点を求め、価値を見出し、その経験を糧に成長しようと思えます。
知識のある人 私たちは、概念の理解を深めて活用し、幅広い知識を探究します。地域社会やグローバル社会の重要な課題や考えに取り組みます。	思いやりのある人 私たちは、思いやりと共感、そして尊重の精神を示します。人の役に立ち、他の人々の生活や私たちを取り巻く世界を良くするために行動します。
考える人 私たちは、複雑な問題を分析し、責任ある行動をとるために、批判的かつ創造的に考えるスキルを活用します。率先して理性的で倫理的な判断を下します。	挑戦する人 私たちは、不確実な事態に対し、熟慮と決断力をもって向き合います。ひとりで、または協力して新しい考えや方法を探究します。挑戦と変化に対して、機知に富んだ方法で快活に取り組みます。
コミュニケーションができる人 私たちは、複数の言語やさまざまな方法を用いて、自信をもって創造的に自分自身を表現します。他の人々や他の集団のものの見方に注意深く目を向け、効果的に協力しています。	バランスのとれた人 私たちは、自分自身や他の人々の幸福にとって、私たちの生を構成する知性、身体、心のバランスをとることが大切だと理解しています。また、私たちが他の人々や、私たちが住むこの世界と相互に依存していることを認識しています。
信念をもつ人 私たちは、誠実かつ正直に、公正な考えと強い正義感をもって行動します。そして、あらゆる人々もつとめと権利を尊重して行動します。私たちは、自分自身の行動とそれに伴う結果に責任をもちます。	振り返りができる人 私たちは、世界について、そして自分の考えや経験について、深く考察します。自分自身の学びと成長を促すため、自分の長所と短所を理解するよう努めます。

国際バカロレア認定校一覧 (五十音順・令和3年6月現在)

北海道

- ◎市立札幌開成中等教育学校

宮城県

- 秀光中学校
- ◎仙台育英学園高等学校
- ◎宮城県仙台二華中学校・高等学校
- 東北インターナショナルスクール

群馬県

- くま国際アカデミー

茨城県

- 開智望小学校
- つくばインターナショナルスクール
- ◎茗溪学園中学校・高等学校

埼玉県

- ◎昌平中学校・高等学校
- ◎筑波大学附属坂戸高等学校
- さいたま市立大宮国際中等教育学校

東京都

- アオバジャパン・インターナショナルスクール
- アオバジャパン・バイリンガルプリスクール晴海
- アオバジャパン・バイリンガルプリスクール芝浦
- アオバジャパン・バイリンガルプリスクール早稲田
- アオバジャパン・バイリンガルプリスクール三鷹
- インディア・インターナショナルスクール・イン・ジャパン
- ウィローブルックインターナショナルスクール
- ◎開智日本橋学園中学・高等学校
- カナディアン・インターナショナルスクール
- K・インターナショナルスクール
- サマーヒルインターナショナルスクール
- シナガワインターナショナルスクール
- 清泉インターナショナルスクール
- セント・メリーズ・インターナショナルスクール
- サイシヤインターナショナルスクール
- グローバルインディアインターナショナルスクール東京
- 玉川学園中学部・高等部
- 千代田インターナショナルスクール東京
- 東京インターナショナルスクール
- ◎東京芸芸大学附属国際中等教育学校
- 東京都立国際高等学校
- 町田こぼと幼稚園
- みずほスクール
- ◎武蔵野大学附属千代田高等学校

神奈川県

- ◎神奈川県立横浜国際高等学校
- キッズ大陸よこはま中川園
- やまた幼稚園
- サンモール・インターナショナルスクール
- 聖ヨゼフ学園小学校
- ◎法政大学国際高等学校
- ホライゾン・ジャパン・インターナショナル・スクール
- ◎三浦学苑高等学校
- 横浜インターナショナルスクール

山梨県

- 山梨学院幼稚園
- 山梨学院小学校
- ◎山梨学院高等学校
- ◎山梨県立甲府西高等学校

長野県

- インターナショナルスクール・オブ・アジア軽井沢
- インターナショナルスクールオブ長野
- 若草幼稚園
- ◎松本国際高等学校

岐阜県

- サニーサイドインターナショナルスクール

静岡県

- エンゼル幼稚園
- 加藤学園暁秀高等学校・中学校
- 静岡サレジオ幼稚園
- 静岡サレジオ小学校

愛知県

- アップビート・インターナショナルスクール
- 江西インターナショナルスクール
- ◎東海学園高校
- 名古屋インターナショナルスクール
- 名古屋国際中学校・高等学校

滋賀県

- ◎滋賀県立虎姫高等学校

京都府

- 京都インターナショナルスクール
- 同志社インターナショナルスクール
- 同志社国際学院初等部
- 立命館宇治中学校・高等学校

奈良県

- 育英西中学校・高等学校

大阪府

- アブロード・インターナショナルスクール大阪
- 大阪教育大学附属池田中学校
- ◎大阪市立水都国際高等学校
- ◎大阪女学院高等学校
- 大阪YMCAインターナショナルスクール
- 関西学院大阪インターナショナルスクール
- ◎コリア国際学園

兵庫県

- ◎AIE国際高等学校
- カネディアン・アカデミー
- 関西国際学園
- 神戸ドイツ学院
- マリスト国際学校

岡山県

- ◎朝日塾中等教育学校
- アブロードインターナショナルスクール岡山
- ◎岡山理科大学附属高等学校

広島県

- ATC高等学校
- ◎英数学館小・中・高等学校
- 広島インターナショナルスクール
- ◎広島県立広島観智学園中学校・高等学校

高知県

- 香美市立大宮小学校
- ◎高知県立高知国際中学校・高等学校

福岡県

- 福岡インターナショナルスクール
- ◎福岡第一高等学校
- リンドンホールスクール中高学部

熊本県

- 熊本インターナショナルスクール

沖縄県

- オキナワインターナショナルスクール
- ◎沖縄尚学高等学校

(凡例)

- 公立IB校の所在都道府県
- 国私立IB校の所在都道府県
- 青字：学校教育法第1条に定める学校 (いわゆる1条校)
- 青字下線：国公立IB校
- ◎：デュアルランゲージ・ディプロマ・プログラム (DLDP) 実施校

認定校	: 96校
うち1条校	: 53校
うちDLDP実施校	: 28校

大学入学者選抜における国際バカロレア導入の意義

- ✓ 世界各国からの優秀な学生の受入れ
- ✓ 国内で国際バカロレア教育を受けた国際社会に貢献できる学生の受入れ
- ✓ 大学の国際化 (世界共通の入試方式の導入)

国際バカロレアを活用した大学入試①



文部科学省

■ 日本における国際バカロレア入試導入状況

令和3年3月現在

全学部実施（36大学）		一部学部実施（27大学）	
会津大学	中京大学	愛知医科大学	広島大学
浦和大学	筑波大学	青山学院大学	北海道大学
お茶の水女子大学	東京医科歯科大学	大阪市立大学	法政大学
岡山大学	東京外国語大学	大阪大学	武蔵野大学
鹿児島大学	東京学芸大学	学習院大学	明海大学
金沢大学	東京国際大学	京都大学	明治学院大学
関西学院大学	東北福祉大学	近畿大学	立教大学
京都外国語大学	東洋大学	慶應義塾大学	立命館大学
京都工芸繊維大学	名古屋大学	東京都立大学	九州大学
倉敷芸術大学	日本工業大学	順天堂大学	秋田大学
工学院大学	日本獣医生命科学大学	中央大学	
神戸女学院大学	ビジネス・ブレークスルー大学	都留文科大学	
国際基督教大学	松本歯科大学	東京藝術大学	
国際教養大学	武蔵野学院大学	東京大学	
芝浦工業大学	横浜市立大学	東北大学	
西南学院大学	立命館アジア太平洋大学	長崎大学	
創価大学	九州工業大学	日本体育大学	
玉川大学	東京都市大学		

計63大学

【注】

- ・日本の学校の卒業生を対象としているものを記載（帰国生や留学生を対象を限定しているものを除く）。
- ・下線はIB資格取得者・取得予定者のみを対象とした入試を実施している大学。
- ・各大学へのアンケートに基づき文部科学省 I B 教育推進コンソーシアム事務局にて作成したもので、必ずしも全ての情報を網羅しているわけではない。

※文部科学省 I B 教育推進コンソーシアム事務局調べ 5

国際バカロレアを活用した大学入試②



文部科学省

■ 海外における国際バカロレア入試

- 各大学のアドミッションポリシーに基づき入学者選抜が行われる。IBスコアのみで出願可能な大学、オンラインでの口頭試問を求める大学、他に英語力を示す試験結果の提出を求める大学と様々。
- 出願時期までに最終スコアが決定しない場合、学校側で予測スコア（predicted score）をつけて大学側に提出し、最終スコアの確定を以て合否を確定させる（国内大学と同様）。
- 一定以上のIBスコアが得られている場合、各大学における単位として取り扱ってもらえることや、2年次からの入学を許可されることがある。

ブリティッシュコロンビア大学（加）

THE世界大学ランキング2021：34位

- 入学時要求最低スコア：24点
※ただし、3つ科目を上級レベル(HL)で履修した場合。学部によって追加要件あり
- 入学生の平均スコア：33点
- 全ての上級レベル(HL)と一部の標準レベル(SL)が初年度単位として考慮される。

カリフォルニア大学バークレー校（米）

THE世界大学ランキング2022：7位

- 入学生の平均スコア：38点
- 単位獲得の基準
総スコア30点以上の場合に30 quarter (20 semester)
上級レベル (HL) で5以上の場合には8 quarter (5.3 semester)

ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン（英）

THE世界大学ランキング2021：16位

- 入学時要求最低スコア：34点
※ただし、3つの上級レベル(HL)で履修した科目の成績が合計16以上であり、かつ5未満の科目がない場合。学部によって追加条件があることが多い
- 入学生の平均スコア：38点

クイーンズランド大学（豪）

THE世界大学ランキング2021：60位

- 入学時要求最低スコア（経営学部の例）：29点
※英語（Language Aなら4以上、Bなら5以上）と数学のコースを取得していること
- 入学生の平均スコア：32点
- 1 semester (8 unit)の単位が得られる可能性あり

(出典) <https://www.ibo.org/contentassets/5895a05412144fe890312bad52b17044/recognition---international-student-guide-uk---march2016---eng.pdf.pdf>
<https://www.ibo.org/contentassets/5895a05412144fe890312bad52b17044/recognition---international-student-guide-us---march2016---eng.pdf.pdf>
<https://www.ibo.org/contentassets/5895a05412144fe890312bad52b17044/recognition---international-student-guide-ca---march2016---eng.pdf.pdf>
<https://www.ibo.org/contentassets/5895a05412144fe890312bad52b17044/recognition---international-student-guide-aus---march2016---eng.pdf.pdf>

ディプロマ・プログラム (DP) の履修形式

- ▶ コアの3科目は**全員必修**。その他の教科については、**各グループから原則1科目を選択し**、**計6科目**を履修 (下表参照)。
- ▶ コア以外の各教科の科目には、上級レベル (HL : 240時間程度) と標準レベル (SL : 150時間程度) のカリキュラムが存在。選択可能な6科目のうち、**3~4科目はHL**で、**2~3科目はSL**で履修。
- ▶ 上記全てを履修し、**外部評価** (世界共通の試験による評価) **及び内部評価** (各学校の教員による評価) を通じて、**45点満点*中24点以上**を獲得することで、**国際的に通用する大学入学資格 (IB資格) を取得可能**。
*配点 : TOKとEEは最大3点の加点、各グループの教科は7点満点×6科目

	教科名	教科の概要
コア (必修科目)	Extended Essay (EE) 課題論文	学習している科目に関連した研究課題を設定して自ら調査・研究を行い、論文としてまとめる (英語は4000 word, 日本語は8,000字)。
	Theory of Knowledge (TOK) 知の理論	学際的な観点から個々の学問分野の知識体系を吟味し、理性的な考え方や客観的精神を養う。さらに、言語・文化・伝統の多様性を認識し国際理解を深めて偏見や偏狭な考え方を正し、論理的思考力を育成する。最低100時間の学習。
	Creativity, Activity, Service (CAS) 創造・活動・奉仕	教室以外の広い社会で経験を積み、様々な人と共同作業することにより、協調性、思いやり、実践の大切さを学ぶ。
	グループ名	選択科目リスト (赤字は、日本語DP校において、日本語での履修が可能な科目)
各グループから1科目選択 (教科)	1. 言語と文学 (=母国語)	言語A : 文学 、 言語A : 言語と文学 、※文学と演劇 (標準レベルのみ)
	2. 言語習得 (=外国語)	言語B、初級言語 (標準レベルのみ)
	3. 個人と社会	地理 、 歴史 、 経済 、ビジネスと経営、情報テクノロジーとグローバル社会、哲学、心理学、社会・文化人類学、世界の宗教 (標準レベルのみ)、グローバル政治
	4. 理科	生物 、 化学 、 物理 、コンピューター科学、デザインテクノロジー、スポーツ・エクササイズ・健康科学、※環境システムと社会
	5. 数学	数学 : 解析とアプローチ 、 数学 : 応用と解釈
	6. 芸術	音楽 、 美術 、ダンス、フィルム、演劇

(※) なお、「文学と演劇」はグループ1と6の横断科目。「環境システムと社会」はグループ3と4の横断科目。

7

国際バカロレア校における教育カリキュラム編成

■ 学習指導要領における科目との対応関係について

- ▶ 以下の学習指導要領に定める必履修教科・科目について、**下記の3要件を満たすことで、告示に規定する科目については学習指導要領の科目の履修等を行ったとみなす**ことが可能。
 1. 高等学校学習指導要領に定める**内容事項が適切に取り扱われている**こと。
 2. 生徒の発達の段階並びに内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
 3. その他、生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。
- ▶ 告示に規定する教科・科目については、**大学入学者選抜等において、IBDP科目の履修及び単位の修得をもって当該科目の履修及び単位の修得と代替しているものとする**など、**大学で適切に判断するよう要請 (令和元年12月26日通知・令和2年3月30日通知)**。

- ✓ 新学習指導要領の内容事項とIB科目の内容の対応関係について、文部科学省IB教育推進コンソーシアムで調査を実施。今後、新学習指導要領とIB科目の対応関係について告示を改正予定。

新学習指導要領との対応関係 (案)

国際バカロレア科目名	学習指導要領	国際バカロレア科目名	学習指導要領
マセマティックス : アナリシス・アンド・アプローチズ	数学 I	マセマティックス : アプリケーションズ・アンド・インターアプリケーション	数学 I
ジオグラフィー	地理総合	ヒストリー	歴史総合
フィジックス	物理基礎	バイオロジー	生物基礎
ケミストリー	化学基礎	ミュージック	音楽 I
ランゲージA : 言語と文学	現代の国語、言語文化	ランゲージA : 文学	現代の国語、言語文化
ランゲージB	英語コミュニケーション I	セオリー・オブ・ナレッジ	総合的な探究の時間
ヴィジュアル・アーツ	美術 I		

※必履修科目のみ抜粋して掲載しており、このほかに必履修科目以外の科目の対応関係を調査中。また、調査結果次第では対応関係に変更があり得る。

- 文部科学省IB教育推進コンソーシアムでは、IB導入・運営を支援しています。
- 国際バカロレア入試の導入や実施に当たっての、ガイダンスの実施や個別のコンサルティング等を実施していますので、ぜひご活用ください。



コンソーシアムHP (一般ポータルサイト)



URL: <https://ibconsortium.mext.go.jp/>

TEL: 070-4448-1404

- 国際バカロレア教育に関する一般的な基礎情報
- 国内におけるIBに関するイベント（公開授業、研究会等）
- 国内のIB認定校等に関する情報
- IBを活用した大学入試に関する情報

等